

障がい者に関するシンボルマーク (最終回)

障がい者に対する理解を深めるため、障がい者に関する8つシンボルマークを過去4回に分けて紹介しました。今回で最終回になります。今後も、暮らしやすい社会づくりに向けて、これらのマークを見かけたら、マークに即した配慮をお願いします。

○問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方の中には、外見からは障がいがあることが分からない方がいます。ヘルプマークは、このような障がいのある方が援助や配慮を必要としていることを周囲の方に知らせるためのマークです。

このマークを身に付けた方を見かけたら、電車内で席を譲る、困っていたら声を掛けるなどの配慮をお願いします。
○関係機関団体 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

ヘルプカード



ヘルプカードは、援助や配慮を必要とする障がいのある方が携帯し、災害時や緊急時などの困ったときに、周囲の方に提示することで、自己の障がいへの理解や手助けをお願いするためのカードです。

このカードの提示を受けたときには、カードの裏面に手助けして欲しい内容や緊急連絡先などを記載していますので、援助や配慮のご協力をお願いします。

○問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

観光情報 東京のふるさと あきる野

あきる野の奏でin河川公園



秋川渓谷の美しい川の流れに象徴される豊かな自然とNeat's (ニーツ) が織りなすファンタジーの世界がお楽しみいただけます。

○日時 3月8日(日) 午前11時(1回目)、午後1時30分(2回目)

○場所 秋川橋河川公園(留原813) 野外特設ステージ

○内容 Neat'sによる演奏

○費用 無料

○主催 和の響きwith jazz~あきる野の奏で~実行委員会

○問合せ

- 「あきる野の奏で」に関する問合せ…和の響きwith jazz~あきる野の奏で~実行委員会 [(☎)596-0514] あきる野市観光協会五日市支部内]

JAFデーin秋川渓谷瀬音の湯



○日時 3月14日(土) 午前10時~午後3時

○場所 秋川渓谷瀬音の湯(乙津565)

○内容

- 秋川渓谷PR
- 森っこサンちゃんの出演
- だんべえ汁の販売
- シートベルトコンビンサー(時速5km/hの衝突体験)
- JAF子ども安全免許証の発行 など

○問合せ 観光まちづくり活動課秋川渓谷観光係

『息子や孫からお金を要求する』『市役所や税務署などから「お金が戻ります」との電話があったら、それは詐欺です。不審に思ったら、警察署に通報してください。』
▽問合せ 五日市警察署(☎595・0110)、福生警察署(☎551・011)



振り込め詐欺や
還付金詐欺に注意!!

地域の絆を育てる町内会・自治会に加入しましょう

3月の乳幼児歯科健診

○期日・受付時間

●12日(木)・24日(火)・26日(木)…午前9時~10時

●2日(月)・23日(月)…午後1時30分~2時30分

○場所 あきる野保健相談所

○内容 歯科医師による口の中の健康診断

○対象 4歳未満の子ども

○定員 45人(申込み順)

○申込み・問合せ 健康課母子保健係(直通558-5091)

3月の健康相談

○期日・場所

●5日(木)…五日市ファインプラザ

●26日(木)…市役所

○時間 午後1時30分~3時30分

○内容 血圧・体脂肪率測定、保健師・栄養士による健康や栄養に関する各種相談

○受付 当日、直接会場へ

○問合せ 健康課健康づくり係(直通558-1183)

(以下は広告枠です)

消費者金融やクレジットカードなどで**利息を払いすぎ**いませんか?
●明確な料金体系。過払い金返還請求の費用は前払い不要です。●費用は、回収報酬として回収した金額の21.6%(ただし最低額54,000円)、訴訟手数料54,000円、訴訟実費(切手、印紙代)の3つのみ。●すべて税込。訴訟手数料と訴訟実費は、裁判をしない場合は不要。回収不可の場合は報酬不要。
●依頼頂ければ、取引履歴の取り寄せ~過払い金回収まで、すべての手続きを当事務所が行います。●調査の結果、過払いがなく残債があった場合、一括返済などの和解交渉の引き受け可。●手続き途中のとりやめ可(手続きの進行程度で費用請求の場合有)。●状況により、弁護士との面談が必要な場合があります。
払い過ぎた利息(過払い金)はあなたのお金です。
通話料無料 「広報紙を見て」とお伝えください。 **無料過払い金調査を実施しています。**
0037-6001-67927 どちらでも調べてみませんか?
電話受付:9時~24時(土日祝可) **ご相談は無料です。**
※携帯電話・PHS利用可(NTT光電話除く) 詳細なパンフレットをお送り致します。
弁護士法人 プロフェクト法律事務所 代表:弁護士 大谷哲生
大阪事務所:大阪府大阪市北区梅田1丁目12番17号梅田スクエアビルディング5階(大阪弁護士会所属)TEL.06-6455-0010 FAX.06-6455-0020

大切な資産だからこそ、一人で悩まず相談を!
売りたい! 貸したい!
不動産無料査定!!
■東京都知事(4)第7494号(公社)東京都宅地建物取引業協会会員(公社)全国宅地建物取引業協会会員(公社)日本不動産協会
有)ヨーコーハウジング
TEL.042-588-7058
〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町平井728-4
E-mail: info@youkou-h.com HP: http://youkou-h.com FAX: 042-588-7059

ご相談無料 相続 贈与 遺言
経営革新等支援機関
井澤保稅理士事務所
お気軽にお電話ください。
☎042-555-2587
羽村市五ノ神3-15-15
[羽村駅東口より徒歩約7分]
詳しくは **www.atoz-izawa.com**
井澤保稅理士事務所 検索